

令和6年度第2回療育支援専門部会 議事概要

1 日時 令和7年3月6日(木) 午前10時から

2 場所 千葉県庁中庁舎10階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

小澤委員、加藤委員、嘉門委員、川嵯委員、佐川委員、新福委員(部会長)、鈴木美智子委員、田熊委員(副部会長)、竹内委員、田中委員、服部委員、三川委員、三田委員、宮田委員、吉田委員、吉野委員

(2) 県

丸山障害福祉事業課長 外

4 議題

(1) 令和7年度重点事業について

(2) その他

議題（１）令和７年度重点事業について
《事務局説明》

（鈴木委員）

障害児等療育支援事業について、「適切」という表現が用いられていますが、適切と判断するための目標値や実績はあるのでしょうか。

また、事業概要欄には「適切な治療や訓練」「適切な相談支援」と記載されていますが、県として想定する「適切」の基準についてお聞かせください。ニーズに十分対応できていることを指すのか、あるいは県として何らかの目標が設定されているのでしょうか。

（事務局）

定量的な指標は設けておりませんが、実際に支援を行う方々については、一定の資格や経験を有していることを前提としております。そのため、そのような支援者による支援であるという意味で「適切」という表現を用いております。

（小澤委員）

障害児等療育支援事業について、市町村によって相談支援体制には差があり、十分な体制が整っている地域もあれば、必要な方に相談支援が十分届いていない地域もあります。そのような状況の中で、県が療育支援事業として予算を確保し、早期発見・早期予防も含めて相談支援体制を補完することは非常に大切だと考えています。その中で、令和５年度の決算額は９，９９７万３，０００円となっていますが、令和７年度当初予算はそれをやや下回っています。今後、予算を拡充する可能性はあるのでしょうか。

また、令和６年度決算額が１億円を超えるような状況となった場合、令和７年度についても補正予算を含めた対応する余地があるのかお聞かせください。

（事務局）

事業費が１億円を超えるかどうかは今後の状況によりますが、基本的には予算の範囲内で事業を実施していただくことになると考えています。

（田中委員）

医療型短期入所について、身近なところで、重症児施設以外でも預かってもらえる場所が増えることは、在宅生活を続ける家族にとって非常にありがたいことです。そのような支援がなければ在宅生活の継続が難しい場合もありますので、ぜひ受入先が増えていくようお願いしたいと思います。

また、この事業で受け入れ可能な利用者かどうかについては事業所が判断し、その範囲を超える方については近隣であっても利用が難しく、遠方で混雑していても重症児施設の短期入所を利用せざるを得ない状況が続くと思います。昨年、柏に新しくできた重症児施設が短期入所を実施しないとの話があり大変驚きました。自分の子どもがお世話になっている施設に対し、短期入所を再開してほしいという要望書を提出することになりました。重症児施設が短期入所を実施しないという場合は、行政としてもそれは駄目だと言っていたきたいです。重症児施設が最後の砦になるようにどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

既存の入所施設や、新たに病院等が指定を受けて医療型短期入所事業所となるケースを含

め、1か所でも多く利用できる場所が増えるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、本日いただいたご意見についても、貴重なご意見として承りました。

(加藤委員)

医療型短期入所事業所の開設支援について、私は安房地域で障害児の相談支援に携わりながら、令和元年には安房地域で医療的ケア児の保護者の方々とともに、県南地域への入所施設整備を求める署名活動を行いました。その後、第7次・第8次計画において県南における資源の整備が目標として掲げられています。高齢者施設や医療機関における短期入所の空床活用も含め、資源を増やしていく必要性を感じており、私自身も安房地域で自治体病院や施設への働きかけを行っています。

また、館山市、南房総市、鋸南町の医療的ケア児等コーディネーターも担当しておりますが、先日の連絡協議会でも、県南部などは依然として医療的ケア児向けサービス資源が不足していると実感しました。この現状について県にもご理解いただきたいと思います。

あわせて、医療型短期入所事業所開設に関する説明会について、令和7年度も実施予定があるのか伺います。実施される場合には、情報共有のため医療的ケア児等コーディネーターの参加もぜひご検討いただきたいと思います。

(事務局)

医療型短期入所事業所開設支援事業については、県内の幅広い事業者に対して説明や周知を行いたいと考えております。

また、来年度も説明会の実施を予定しております。医療的ケア児等コーディネーターの参加についても、ご提案を踏まえ検討してまいります。

(吉田委員)

質問ではありませんが、先ほど田中委員からお話のあった件について一言申し上げます。私は当該医療法人の理事の一人です。18日に理事会がありますので、本日いただいたご意見は理事会でも共有したいと思います。事情としては、新型コロナウイルス感染症の影響で短期入所を絞らざるを得ない状況がありました。施設内部でも意見の相違があります。

当該施設は、県が音頭をとって複数の自治体の支援を受けて整備された経緯があります。私自身も当時、関係自治体の担当課長として整備に関わったことから、理事として参画しています。ただし、施設が完成した後は、県や自治体との関係が希薄になってしまっている面があります。本来、行政が関与して整備した施設である以上、整備後のフォローアップも行政の仕事だと考えています。理事会でも、社会資源を地域と結び付けていく必要性について繰り返し提言してきました。地域や親の会の活動の歴史が、現在では十分に継承されていないように感じています。相談支援専門員研修などでも、地域資源をいかに活用するかという視点を取り入れていただければと思います。また、私自身は理事会において短期入所の再開を強く働きかけていきます。

2つ目、資格ごとのランク付けがひどすぎると感じています。例えば市川市の募集条件を見ると、心理職の給与が高く、リハビリ職、看護師、保育士等で処遇に大きな差があります。資格取得課程の違いはあるのですが、今後、加算の算定を行う際には、職種間の格差についてもご配慮いただければと思います。これはリハビリ専門職としての要望です。

(事務局)

実情についてご意見をいただきありがとうございます。処遇改善加算等につきましては、基本的に国の制度として運用されております。また、県が市町村の募集条件について示して

いるわけではないと思いますが、現場の状況として受け止めさせていただき、今後の参考とさせていただきます。

（宮田委員）

既存の資源を有効活用するという点について、先日行われた幼稚園連合会の常任理事会でも議題となりましたが、幼稚園では配慮を必要とする子どもが増加している一方で、人材確保が困難な状況となっています。多くの園では定員割れが生じており、本来であればインクルーシブ教育の推進も含め積極的に受け入れたいところですが、そのための人材が不足しています。県内には空き教室を抱える私立幼稚園も少なくありません。そこで、児童発達支援事業所等が幼稚園の空き教室を活用して開設できれば、お子さんへの支援や保護者支援の面で大きな効果が期待できるのではないかと考えています。幼稚園には園庭や遊具など既存の資源もあります。また、教育時間については補助制度がありますが、福祉の部分である預かり保育の時間帯については補助がなく、園の負担で加配を行っている現状があります。もし園内に療育施設があれば、保護者は朝に幼稚園へ送り、保育終了後に同じ敷地内の療育施設へ迎えに行くことができます。課をまたぐ取り組みになるとは思いますが、ぜひご検討いただければと思います。

（事務局）

障害児通所支援事業所の指定については国が定める基準があります。ご提案いただいた内容について、直ちに実施可能かどうかは個別に確認が必要ですが、今後の参考とさせていただきます。

（新福部会長）

保育園、こども園の敷地内において児童発達支援事業が開設されているという実態はあります。ただし、お金の問題とか、お子さんの問題、保護者の気持ちの問題を考えたときに、果たしてそれは本当に良いものかというところで、国はそれを推進しようとしているようですが、私たち関係者では、正直危惧しているところもあります。幼稚園の方はまだ例はないですが、児童発達管理責任者研修を担当していると学校法人の方も受講していますので、もしかしたら開設を検討しているのかもしれない。

（服部委員）

先ほどの議論にも関連しますが、私は全国組織の役員も務めており、先日、こども家庭庁保育政策課長から「法人連携を進めていく」というお話がありました。その方針に沿って、こども園、保育所と事業所が連携して取り組むことは今後進められていくものと思います。一方で、保育所やこども園に療育を持ちこむことについては、保育園は保育園として、子どもたちが安心して楽しく通園できることが基本であり、療育とは一定の役割分担を図る方が望ましいのではないかと考えています。

一方で、先ほどから委員の皆様もご指摘されているように障害児等療育支援事業については地域格差が非常に大きく、「障害児施設等の有する機能を活用」とありますが、地域によっては施設や資源そのものが不足しています。一部の事業所に利用希望者が集中し、受入れが困難となった結果、他の事業所を利用せざるを得ないケースも見受けられます。現時点で事業概要を見る限り新規開設に関する記載はありませんが、今後は県が主導して地域格差の解消に取り組み、県内のどこに住んでいても子どもたちが等しく療育を受けられる体制を整備していただけると大変ありがたいと思います。

また、宮田委員からもお話がありました。幼稚園や保育所では配慮を要する子どもが増

加しており、現場職員に求められる役割もますます大きくなっています。処遇改善加算などにより国が人材確保への対応を進めていることについては大変ありがたく思っていますが、依然として人材不足は深刻です。養成校の入学人数も減少しており、学校によっては規模縮小を余儀なくされています。さらに、保育士や幼稚園教諭を目指したいという本人の希望があっても、保護者や高校の進路指導等の意向により別分野へ行くケースも見受けられます。人材不足は養成段階から始まっている状況ですので、関係部署が連携しながら、子どもに関わる専門職の人材育成についても視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、医療的ケア児の総合支援事業については、設置市以外の地域に拡大していきたいという県のお考えでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(吉野委員)

まず1点目ですが、障害児等療育支援事業の説明にある「適切な治療や訓練を実施する」という表現についてです。治療を行うのは医療機関であり、訓練についても医師の指示や医療的な枠組みの中で実施されるものと理解しています。療育支援事業では療育は実施しますが、治療そのものを行う事業ではないため、この表現については見直しを検討していただきたいと思います。

2点目は、医療的ケア児に関する短期入所事業所の開設についてです。成人の場合は、最終的に保健センターが調整を行う仕組みがありますが、児童において、実際の現場では、ここに記載されているような事業所に対して何度依頼しても、重症心身障害児の医療の短期入所を受け入れてもらえるケースはほとんどありません。私たちの事業所は放課後等デイサービス事業所ですが、それにもかかわらず、昨日も病院から一時保護の受入れを依頼されました。コーディネーターを介さず、医療機関の担当者から直接依頼が来る状況です。それほど受入先が不足しているということだと思います。この問題については長年議論され続けていますが、依然として十分な解決策が見えていません。介護保険施設の活用についても、私たちは20年以上にわたり働きかけを続けていますが、実際に受入れにつながった事例は一件もありません。そのため、単に新たな説明会や働きかけを繰り返すだけではなく、これまで何が成果につながり、何がうまくいかなかったのかを検証することが重要だと思います。どの地域に資源が必要なのか、なぜ整備が進まないのか、また、どうしても資源が確保できない場合にはどのような対応策が考えられるのかといった点について、より具体的で建設的な議論が必要ではないでしょうか。

議題(2) その他(医療型短期入所支援事業所開設支援事業について)

《事務局説明》

特になし

議題（３）その他（医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業の進捗について）

《事務局説明》

（加藤委員）

県南地域や県東地域についても通学に非常に時間がかかる状況があります。安房地域は広域であるにもかかわらず、支援学校が１校しかなく、医療的ケア児が通学に１時間半程度を要するケースもあります。そのため、県南地域や県東地域もモデル事業の対象に加えていただきたいと考えています。令和７年度の実施内容は変えられないのでしょうか。

（事務局）

申し訳ありません。担当外のため詳細な説明はできませんが、モデル校については既に決定している状況です。本日いただいたご意見については、今後の事業検討における参考とさせていただきます。

（田中委員）

この事業について、「利用して良かった」という声は県にも届いていると思いますが、一方で利用をためらっている保護者の声もぜひ聞いていただきたいと思います。医療的ケア児の場合、朝の支度を進めている中で、当日の体調変化などにより急きょ利用できなくなることは珍しくありません。そのような場合にキャンセル料が発生し、場合によっては保護者が数万円単位の負担を求められることがあると聞いています。そのため、制度として利用したくても利用できないという声があります。県がキャンセル料を負担する場合とそうでない場合があるとも聞いておりますので、その点についてもご検討をお願いしたいと思います。

（事務局）

本事業は保護者からの事前申請に基づいて利用日を設定する仕組みとなっており、対応について事業者が十分に想定できていない部分があります。委員からご指摘のあったようなご意見については県にも届いておりますので、今後、課題検討会議において検討を進めてまいります。

（竹内委員）

このモデル事業は、保護者からの要望を受けて開始されたものであり、制度や運用方法が十分に整っていない状況の中でも、まずは実施してみようという考えでスタートした事業だと認識しています。その姿勢自体は非常に評価できるものだと思います。一方で、田中委員のお話にもあったように、実施する中でさまざまな課題が見えてきています。その課題を丁寧に解決していただきたいと思います。例えば、事業者は保護者自身が探さなければならないことや、手続が煩雑で利用しづらいことなど、利用を諦めてしまう要因が存在しています。登校は毎日のことですので、うまくやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（事務局）

手続の簡素化については、多くのご意見をいただいております。現在、簡素化可能な書類や手続について検討を進めております。また、事業者向けアンケートを実施し、協力可能な事業

者の情報を収集するとともに、事業者を見つけられない保護者に対して情報提供を行っています。さらに、障害のある子どもや家族への支援を行う相談支援事業所等の福祉関係機関を対象にオンライン説明会を開催し、協力事業者に関する情報共有や連携強化を図っています。あわせて、千葉県ホームページにおいて、協力事業者の募集や事業者一覧、事業概要、必要書類等を掲載し、保護者や事業者が利用しやすい環境整備に努めています。市町村で開催される医療的ケア児に関する会議等においても、障害福祉サービス事業所や障害者団体などに対し事業説明を行い、保護者から相談や協力依頼があった際に対応いただけるよう周知を進めております。まだ十分でない点もあると認識しておりますので、今後も課題検討会議において改善策を検討してまいります。